

株 主 各 位

大阪市中央区安土町1丁目7番20号
大阪有機化学工業株式会社
取締役社長 鎮 目 泰 昌

第64期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第64期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成23年2月17日（木曜日）午後6時までにお届するよう折返しご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成23年2月18日（金曜日）午前10時
 2. 場 所 大阪市中央区北浜1丁目8番16号
大阪証券取引所ビル 3階 北浜フォーラム
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照くださいますようお願い申し上げます。）
 3. 会議の目的事項
 - 報告事項 1. 第64期（平成21年12月1日から平成22年11月30日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第64期（平成21年12月1日から平成22年11月30日まで）
計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 監査役1名選任の件
 - 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
 - 第4号議案 役員賞与支給の件
 - 第5号議案 当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の継続の件

以 上

-
- (1) 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - (2) 株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.ooc.co.jp/>）に掲載いたしますのでご了承ください。

(添付書類)

事業報告

(平成21年12月1日から
平成22年11月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

全般的概況

当連結会計年度におけるわが国の経済は、アジアを始めとする海外経済の改善や各種の経済政策の効果等を背景に、輸出や生産に持ち直しの傾向が続き、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。しかし、雇用情勢や個人消費等は依然として厳しい状況が続き、円高の進行やデフレの影響等を受け、景気を下押しするリスクが強まりを見せる中で本格的な回復には至りませんでした。

また、化学工業界におきましても、需要の回復傾向が後半に一部で鈍化する等の足踏み状態となり、企業を取り巻く事業環境は予断を許さない状況が続きました。

このような情勢の下で当社および子会社は、エステル化製品部門におきましては、安定収益基盤として生産の効率化を図りコスト削減による利益確保に努めてまいりました。特殊化学品部門におきましては、液晶や半導体材料用を中心とする電子材料分野向け製品の販売強化と新規製品の研究開発に注力し、選択と集中による業績回復に努めてまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は220億2千2百万円（前連結会計年度比21.4%増）、営業利益は17億7千9百万円（前連結会計年度比315.8%増）、経常利益は18億7百万円（前連結会計年度比264.8%増）、当期純利益は12億6千8百万円（前連結会計年度は当期純損失5億2千8百万円）となりました。

事業別概況

<エステル化製品部門>

エステル化製品部門におきましては、自動車特殊塗料向けや情報関連分野向け等のアクリル酸エステルは、前年同期比125.2%と好調に推移いたしました。建築材料向けや粘接着剤向け等のメタクリル酸エステルは、前年同期比144.9%と大幅に増加いたしました。この結果、部門全体の売上高は116億8千2百万円（前連結会計年度比28.6%増）となりました。

<有機合成品部門>

有機合成品部門におきましては、粘接着剤向け等で前年同期比123.1%と好調に推移いたしました。この結果、部門全体の売上高は9億3千3百万円（前連結会計年度比33.5%増）となりました。

<特殊化学品部門>

特殊化学品部門におきましては、液晶材料や半導体材料を中心とする電子材料グループは前年同期比129.6%と好調に推移いたしました。化粧品ポリマーグループでは前年同期比103.1%と堅調に推移しましたが、医薬中間体グループでは不採算製品の見直しにより前年同期比57.6%に減少しました。また繊維用撥材等のその他ファイングループも、前年同期比74.0%と大幅な減少となりました。この結果、部門全体の売上高は92億3千2百万円（前連結会計年度比12.3%増）となりました。

<その他部門>

その他部門では、試薬等で売上高は1億7千3百万円（前連結会計年度比28.9%増）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資額は、7億8百万円となりました。その主なものとしたしましては、金沢工場の研究関連設備、エステル化製品製造設備等でありませす。また、子会社におきましては、エステル化製品製造設備等であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、取引金融機関とシンジケートローン契約を締結し、設備資金として10億円を調達しております。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(8) 財産および損益の状況の推移

期別 区分	第 61 期 (18.12.1～19.11.30)	第 62 期 (19.12.1～20.11.30)	第 63 期 (20.12.1～21.11.30)	第64期(当連結会計年度) (21.12.1～22.11.30)
売 上 高	24,426,040千円	24,539,623千円	18,140,507千円	22,022,379千円
経 常 利 益	2,187,201千円	1,190,594千円	495,459千円	1,807,585千円
当期純利益又は 当期純損失()	1,325,849千円	331,519千円	528,313千円	1,268,198千円
1株当たり当期純利益 又は当期純損失()	62.55円	15.77円	25.86円	61.73円
総 資 産	27,095,551千円	26,573,610千円	26,387,559千円	28,912,512千円
純 資 産	19,870,327千円	18,995,627千円	18,692,080千円	19,686,157千円
1株当たり純資産	927.97円	920.25円	907.61円	946.69円

- (注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益又は当期純損失は期中平均株式数(自己株式数控除後)により、また、1株当たり純資産は、期末発行済株式数から期末保有自己株式数を控除した値によりそれぞれ算出し、小数第2位未満は四捨五入により表示しております。
3. 第62期より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準第9号)を早期適用しております。

(9) 重要な親会社および子会社の状況

親会社との関係

該当事項はありません。

重要な子会社および関連会社の状況

1. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
神港有機化学工業株式会社	55,000千円	73.6%	酢酸エステル の製造販売

2. 重要な関連会社の状況

該当事項はありません。

その他

該当事項はありません。

(10) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、わが国経済は緩やかな回復傾向が持続することが期待されるものの、海外景気の下振れ懸念や為替レート・株価の変動等の不安材料があり、先行きの不透明な状況が続くと予想されます。

このような情勢の下、当社および子会社といたしましては、製品の徹底した品質管理と安全性の確保を第一に、販売の強化と生産コストおよび経費の削減を行い、高度な研究開発力を更に強化し新規製品開発に取り組んでいくとともに、今後も大阪工場の再整備計画を進め、全社での製品生産体制の合理化と業績の向上を目指し、一層の財務内容の健全化を進める所存であります。

部門別では、化成系事業におきましては、コア製品であるアクリル酸エステルの市場確保を行うとともに、用途開発と需要の拡大を目指し、生産設備の合理化と集約化によりコスト競争力を強化してまいります。電子材料事業におきましては、現状製品の市場確保・拡大を行うとともに、フォトリソグラフィ技術を活かした高精細加工技術への発展的貢献と次世代表示材料への応用展開を図ってまいります。機能化学品事業におきましては、機能性ポリマー化技術・精密有機合成技術および精製技術の技術基盤を更に拡充し、次期成長分野の開拓を図ってまいります。

(11) 主要な事業内容

事業内容
各種化学工業薬品の製造・販売

(12) 主要な営業所および工場

名 称		所 在 地
当 社	本 社	大 阪 市 中 央 区
	東 京 オ フ ィ ス	東 京 都 中 央 区
	大 阪 工 場	大 阪 府 柏 原 市
	金 沢 工 場	石 川 県 白 山 市
	酒 田 工 場	山 形 県 飽 海 郡 遊 佐 町
子 会 社	八 千 代 事 業 所	千 葉 県 八 千 代 市
	神 港 有 機 化 学 工 業 株 式 会 社	神 戸 市 東 灘 区

(13) 従業員の状況

企業集団の従業員の状況

区 分	従業員数 (前期末比増減)	平均年齢	平均勤続年数
男 性	379名 (- 6名)	38.4歳	14.1年
女 性	36名 (- 2名)	36.2歳	10.2年
合計または平均	415名 (- 8名)	38.2歳	13.8年

(注) 平均年齢および平均勤続年数は、小数第1位未満を切り捨てて表示しております。

当社の従業員の状況

区 分	従業員数 (前期末比増減)	平均年齢	平均勤続年数
男 性	346名 (- 9名)	38.1歳	14.2年
女 性	34名 (- 2名)	36.1歳	10.3年
合計または平均	380名 (- 11名)	37.9歳	13.9年

(注) 平均年齢および平均勤続年数は、小数第1位未満を切り捨てて表示しております。

(14) 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	1,116,654千円
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	937,000千円
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	130,000千円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	76,000千円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	76,000千円

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 76,000,000株
(2) 発行済株式の総数 21,787,038株
(自己株式数1,159,179株を含む。)
(3) 株主数 3,771名
(4) 大株主(上位10名)

株 主 名	持 株 数	持株比率
	千株	%
鎮 目 泰 昌	1,766	8.6
三 菱 レ イ ヨ ン 株 式 会 社	928	4.5
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	805	3.9
株 式 会 社 カ ネ カ	700	3.4
鎮 目 歳 子	693	3.4
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	589	2.9
嶋 田 早 智 子	538	2.6
大 阪 有 機 化 学 従 業 員 持 株 会	492	2.4
安 川 義 孝	439	2.1
谷 川 由 生 子	438	2.1

(注) 持株比率は自己株式(1,159,179株)を控除して算出しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
鎮目泰昌	取締役社長	
白築良	専務取締役 社長室長兼PM推進担当	
上林泰二	常務取締役 社長室経営企画担当 営業開発技術統括	
松尾修	常務取締役 生産本部長	
松永光正	取締役営業開発本部長	
永松茂治	取締役管理本部長 兼情報企画部長	
佐伯毅明	取締役技術本部長	
安原徹	社外取締役	公認会計士・税理士 ペガサス監査法人 代表社員
伊田忠夫	監査役（常勤）	
吉村勲	社外監査役	公認会計士・税理士 株式会社山善社外監査役 内藤証券株式会社 社外監査役
檜山洋子	社外監査役	弁護士 弁護士法人ethos green 代表社員弁護士

- (注) 1. 印は代表取締役であります。
2. 取締役 安原徹、監査役 吉村勲、檜山洋子の3氏は、東京証券取引所および大阪証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
3. 監査役 吉村勲氏は、公認会計士・税理士であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役 野中英世氏は、平成21年12月7日に逝去されました。これに伴い、補欠監査役の吉井昭氏が同日社外監査役に就任いたしました。
5. 監査役 吉井昭氏は、平成22年2月19日開催の第63期定時株主総会終結の時をもって、辞任により退任いたしました。これに伴い、檜山洋子氏が社外監査役に新たに選任され、就任いたしました。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

取締役 8名 171,471千円（うち社外 1名 6,720千円）

監査役 5名 33,205千円（うち社外 4名 14,605千円）

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成19年2月23日開催の第60期定時株主総会決議において年額3億6千万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成18年2月24日開催の第59期定時株主総会決議において年額4千万円以内と決議いただいております。
4. 上記報酬等の額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額32,674千円（取締役28,979千円、監査役3,695千円）を含んでおります。
5. 上記報酬等の額には、平成23年2月18日開催の第64期定時株主総会において決議予定の役員賞与36,340千円（支給対象取締役4名）を含んでおります。
6. 上記報酬等の額のほか、平成22年2月19日開催の第63期定時株主総会決議に基づき、退任社外監査役2名に対し退職慰労金11,670千円を支給しております。

(3) 社外役員に関する事項

社外取締役 安原 徹

イ. 他の法人等の兼職状況（他の法人等の業務執行者である場合）および当社と当該他の法人等との関係

・ベガサス監査法人 代表社員

なお、当社と同法人との間には特別な関係はありません。

ロ. 他の法人等の兼職状況（他の法人等の社外役員である場合）および当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会への出席状況は、26回中24回出席しております。
- ・取締役会に出席し、業績その他経営状況の把握に努め、公認会計士として主に会計的な見地から経営上貴重なご指摘、ご意見をいただいております。

ニ. 責任限定契約の内容の概要

当社と当該社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

社外監査役 檜山 洋子

- イ．他の法人等の兼職状況（他の法人等の業務執行者である場合）および当社と当該他の法人等との関係
 - ・弁護士法人ethos green 代表社員弁護士なお、当社と同法人との間には特別な関係はありません。
- ロ．他の法人等の兼職状況（他の法人等の社外役員である場合）および当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- ハ．当事業年度における主な活動状況
 - ・取締役会への出席状況は、就任後に開催された20回中18回出席しております。
 - ・監査役会への出席状況は、就任後に開催された13回中12回出席しております。
 - ・取締役会および監査役会に出席し、業績その他経営状況の把握に努め、弁護士として主に法務的な見地から経営上貴重なご指摘、ご意見をいただいております。
- ニ．責任限定契約の内容の概要
当社と当該社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額ではありません。

社外監査役 吉村 勲

- イ．他の法人等の兼職状況（他の法人等の業務執行者である場合）および当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- ロ．他の法人等の兼職状況（他の法人等の社外役員である場合）および当社と当該他の法人等との関係
 - ・株式会社山善 社外監査役
 - ・内藤証券株式会社 社外監査役なお、当社と株式会社山善および内藤証券株式会社との間には特別な関係はありません。
- ハ．当事業年度における主な活動状況
 - ・取締役会への出席状況は、26回中26回出席しております。
 - ・監査役会への出席状況は、18回中18回出席しております。
 - ・取締役会および監査役会に出席し、業績その他経営状況の把握に努め、公認会計士として主に会計的な見地から経営上貴重なご指摘、ご意見をいただいております。
- ニ．責任限定契約の内容の概要
当社と当該社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額ではありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当社および子会社が支払うべき会計監査人に対する報酬等の合計額

25,000千円

の合計額のうち、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務（監査証明業務）の対価として当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額

25,000千円

の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき会計監査人としての報酬等の額

25,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条第1項各号に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合は、監査役会の同意または請求により、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提案いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

(6) 辞任した会計監査人の状況

該当事項はありません。

(7) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分に関する事項

該当事項はありません。

6. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保する体制

取締役の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役の職務執行は、取締役会における業務報告、情報交換などによる相互監視や、社外取締役の選任によりその適法性の確保を図る。

また、当社の社是、基本理念に基づき、法令遵守を明文化した「経営方針」、「経営理念」を定め、社長直属の委員会として内部統制委員会（コンプライアンス部会、リスク管理部会）を設置し、役員、社員（使用人）が遵守すべき「行動憲章」の策定などコンプライアンス体制の整備および維持を図る。

取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る記録（取締役会議事録等）については、当社の「文書管理規程」に従い、適切に保存および管理を行う。

また、取締役の職務執行に係る情報については、情報管理に関する情報セキュリティポリシーを「情報セキュリティ基本方針」以下の規程類として体系的に整備し、その適切な運用を図る。

損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理体制の基礎として「リスク管理規程」を定め、リスクの発生を未然に防止するために、内部統制委員会のリスク管理部会でリスク管理体制の構築を行い、全社的リスク管理の推進を図る。また、万一、不測の事態が発生した場合に備えて「危機管理規程」を定め、社長を対策本部長とする対策本部を設置し、損害・影響額を最小限にとどめる体制を整える。

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、「取締役会規則」に基づき、毎月1回取締役会を開催し、迅速な意思決定と効率的な業務執行を行う。

当社の経営戦略に関わる重要事項については事前に社長をはじめとする取締役ならびに理事役によって構成される経営会議において討議を行い、その審議を経て取締役会で意思決定を行う。

取締役会の決定に基づく業務執行については、「職務権限規程」ならびに「稟議決裁規程」において、それぞれの責任者およびその責任、執行手続について定め、業務運営の効率化を図る。

使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
前述のとおり、社長直属の委員会として内部統制委員会（コンプライアンス
部会、リスク管理部会）を設置し、役員、社員（使用人）が遵守すべき「行動
憲章」の策定などコンプライアンス体制の整備および維持を図る。

総務部は、各部署にて、「経営方針」、「経営理念」、「会社規程等」の周知徹底
を図るとともに、コンプライアンス研修の実施を行う。

内部監査室は、各部署に対して、「内部監査規程」に基づき、法令および社内
規程の遵守状況ならびに業務の効率性等の監査を実施し、その結果を社長およ
び内部統制委員会に報告する。

また、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告
体制として、「内部通報規程」を制定し、その運用を行う。

当該株式会社ならびにその親会社および子会社からなる企業集団における業
務の適正を確保するための体制

内部統制委員会で策定する「行動憲章」を子会社にも適用し、子会社ではこ
れを基礎として諸規程を定める。また、経営管理については、「関係会社管理規
程」に基づき、当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行うもの
とし、内部監査室による監査などの他、必要に応じてモニタリングを行う。

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該
使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性の確保に関する
事項

監査役から求めがあった場合、監査役の職務を補助するための担当者を配置
するものとし、担当者の評価および異動等は、監査役の同意を要するものとす
る。

取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報
告に関する体制

取締役会ならびに経営会議において、取締役および社員（使用人）は監査役
に対して、法定の事項に加え、次の事項は、発見次第直ちに報告する。

- 1．会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
- 2．会社の業務または財務に重大な影響を及ぼすおそれのある法律上または財
産上の問題

上記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役および社員（使用
人）に対して報告を求めることができるものとする。監査役は、取締役および
社員（使用人）より報告を受けた場合、その他の監査役に速やかに報告を行う。
また、前述した社内通報に関する「内部通報規程」を適切に運用することによ
り、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報
告体制を確保する。

その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 監査役が、会議の議事録、各種報告書等の会社の重要情報について閲覧できる体制を整える。
2. 監査役専用の部屋を置き、独立した監査役業務が行える体制を整える。
3. 各部門長および担当者には、監査の重要性を認識させ、監査の実効性を高める体制を整える。
4. 社長は、随時、監査役との会合をもち、会社の経営方針を確認するとともに、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクの他、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、相互の意思疎通を図る。

財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法の求める財務報告に係る内部統制報告制度の円滑かつ効果的な運営を行うために「内部統制規程」を定め、その有効性を継続的に評価するために必要な業務体制を整える。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、平成20年1月11日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号本文に規定される者をいい、以下「基本方針」といいます。）を定めるとともに、この基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号口(2)）として、当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）に関する決定を行いました。本プランの導入については、平成20年2月22日開催の当社第61期定時株主総会において株主の皆様のご承認を得て現在に至っております。なお、基本方針につきましては、中期事業計画等の変更に伴い、平成21年12月18日開催の取締役会において、一部変更を行っています。また、本プランの有効期限は、平成23年2月18日開催予定の当社第64期定時株主総会の終了の時までとなっていることから、当社は、平成23年1月14日開催の当社取締役会において、その内容を一部変更の上、本プランを継続することを決議いたしました。変更後の本プランの内容は、招集ご通知45頁から66頁に記載のとおりです。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、安定的かつ持続的な企業価値の向上が当社の経営にとって最優先課題と考え、その実現に日々努めております。従いまして、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念、企業価値の様々な源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。

上場会社である当社の株式は、株主、投資家の皆様による自由な取引に委ねられているため、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様のご意思に基づき決定されることを基本としており、会社の支配権の移転を伴う大量買付けに応じるか否かの判断も、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株券等の大量買付けであっても、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資するものであればこれを否定するものではありません。

しかしながら、事前に当社取締役会の賛同を得ずに行われる株券等の大量買付けの中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様は株式の売却を事実上強制するおそれがあるもの、対象会社の取締役会が代替案を提案するための必要十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするものなど、対象会社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を毀損するおそれをもたらすものも想定されます。

当社は、このような当社の企業価値や株主の皆様の共同の利益に資さない大量買付けを行う者が、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付けに対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保する必要があると考えております。

当社の基本方針の実現に資する特別な取組み

ア 当社の企業価値の源泉

当社は、昭和21年12月の設立以来「従業員の愛情と和と勤勉を大切にし、常に新しい技術の研鑽に努めることにより社会と産業界の進歩、発展に貢献する」ことを基本理念として、アクリル酸の国内における製造・販売の企業化に初めて成功し、その製造技術を基に特殊アクリル酸エステル^①の製造・販売を行っています。当社は、その独自の技術力を活かし、有機工業薬品として幅広い分野へ中間体原料を提供しております。

当社の企業価値の源泉は、高度の研究開発力を活かした高付加価値製品拡大を可能とするフレキシブルな工場稼働体制・供給体制及び営業・研究開発の連動による少量・多品種の生産体制を活かした、多様なお客様の幅広いご要望に対するスピーディーな対応力にあると考えています。さらに、顧客、取引先、当社従業員及び地域社会等の様々なステークホルダーとの間で、長年にわたり良好な関係の維持・発展に努め、企業価値の源泉となる信頼関係を築き上げてまいりました。これらの企業価値の源泉を基に、上記記載の基本方針に示したとおり、企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の向上を目指しております。

イ 企業価値・株主の皆様の共同の利益向上のための取組み

当社は、アクリル酸エステル製品の製造・販売を軸に事業展開をしてまいりました。具体的には、塗料・粘接着剤・印刷インキ・合成樹脂等の原料としてのアクリル酸エステル製品を持続的成長のための安定収益基盤とする一方、このアクリル酸エステル製品を発展的に応用展開した特殊化学品の液晶関連や半導体材料を中心とする電子材料分野を利益成長事業として強化しております。

当社は、これらの事業を基に、企業価値の向上ひいては株主の皆様の共同の利益の向上を実現するために平成23年度の中期事業計画を策定いたしました。かかる中期事業計画においては、経営戦略として「選択と集中による持続的な成長力の構築」、「企業の社会的責任の実現と企業価値の向上」を二本柱に掲げ、当社は、この経営戦略に沿い以下の三つの事業に係る研究開発・市場開発及び生産体制の強化を行うことにより計画達成を目指すものであります。

(ア)持続的成長のための安定収益基盤事業（化成品事業）

コア製品であるアクリル酸エステルの市場確保を行うとともに、用途開発と需要の拡大を目指し、生産設備の合理化と集約化によりコスト競争力を強化してまいります。

(イ)安定した高収益性の事業（電子材料事業）

現状製品の市場確保・拡大を行うとともに、フォトリソグラフィ技術を活かした高精細加工技術への発展的貢献と次世代（表示）材料への応用展開を図ってまいります。

(ウ)発展に必要な技術基盤の拡充・次期成長分野の開拓を強化する事業（機能化学品事業）

機能性ポリマー化技術・精密有機合成技術及び精製技術の技術基盤を更に拡充し、次期成長分野の開拓を図ってまいります。

以上のような平成23年度の中期事業計画に基づいた、中期の連結業績目標としては、平成25年11月期の売上高261億円、経常利益23億円、ROA（総資産経常利益率）7.0%以上の達成を目指しております。

また、株主還元につきましては、長期的な観点に立ち財務体質と経営基盤の強化を図るとともに株主の皆様への利益還元を充実させることを経営の重要政策と位置付け、会社の業績や今後の事業計画に備えた内部留保等を勘案し、平成22年度においては1株当たり年間8円（中間期4円、期末4円）を年間12円（中間期6円、期末6円）とする増配を行い、平成23年度においても1株当たりの配当年間12円（中間期6円、期末6円）を継続していく予定です。さらに、「企業の社会的責任の実現と企業価値の向上」を目指しております。その実現のために当社は、コーポレートガバナンスの充実が重要課題であると認識しており、社外取締役を選任しているほか、内部統制システムや内部統制委員会でのコンプライアンス及びリスク管理の強化や安全・環境・品質を重視し、ISO-9001、ISO-14001、OHSASを推進するとともに、株主、顧客、取引先、当社従業員及び地域社会等のステークホルダーにとって魅力ある企業を目指すことで、長期的な観点に立ち財務体質と経営基盤の強化を図り、事業強化と適切な利益配分により企業価値の向上を目指してまいります。

これらの取組みは、今般決定しました、上記 記載の基本方針の実現に資するものと考えております。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、上記 記載の基本方針に照らして不適切な者によって大量買付けがなされた場合に、それらの者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するためには、当社株券等に対する大量買付けが一定の合理的なルールに従って行われることが必要であり、このことが、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益の確保・向上に資すると考えております。

そこで、当社取締役会は、平成20年1月11日開催の当社取締役会において、上記 記載の基本方針に照らして不適切な者によって大量買付けがなされた場合に、それらの者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、大量買付けの提案がなされた場合における情報提供等に関する一定のルールを設定するとともに、対抗措置の発動手続等を定めた本プランを導入することを決議し、平成20年2月22日開催の第61期定時株主総会において本プランの導入につき、株主の皆様にご承認いただきました。本プランの有効期限は、平成23年2月に開催予定の当社第64期定時株主総会の終了の時までとなっています。

本プランは、当社株券等（注1）の特定株式保有者等（注2）の議決権割合（注3）を20%以上とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株式保有者等の議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについても当社取締役会があらかじめ同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何は問わないものとします。以下、かかる買付行為を「大量買付行為」といい、大量買付行為を行う者を「大量買付者」といいます。）に応じるか否かを株主の皆様様に適切にご判断いただくための必要十分な情報及び時間を確保するために、大量買付者から意向表明書が当社代表取締役に対して提出された場合に、当社が、大量買付者に対して、事前に大量買付情報の提供を求め、当該大量買付行為についての評価、検討、大量買付者との買付条件等に関する交渉又は株主の皆様への代替案の提案等を行うとともに、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、大量買付行為に対して、新株予約権の無償割当てその他当該時点において相当と認められる対抗措置を発動するための大量買付ルールを定めています。また、本プランにおいては、当社取締役会が実務上適切と判断した場合には、対抗措置の発動にあたり、株主総会を開催し、対抗措置発動の是非の判断を株主の皆様様の意思に委ねることとしております。

大量買付者は、大量買付ルールに従って、当社取締役会又は株主総会において、対抗措置の発動の是非に関する決議が行われるまでは、大量買付行為を開始することができないものとします。

なお、本プランの詳細については、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.ooc.co.jp/>) をご覧下さい。

注1：株券等

金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

注2：特定株式保有者等

() 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含みます。以下同様とします。）及びその共同所有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされるものを含みます。以下同様とします。）

又は、

() 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、競売買の方法によるか否かを問わず取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注3：議決権割合

議決権割合の計算において分母となる総議決権数は、当社のその時点での発行済全株式数から、直近の自己株券買付状況報告書に記載された数の保有自己株式数を除いた株式の議決権数とします。

上記 及び の取組みに対する取締役の判断及びその理由

ア 基本方針の実現に資する特別な取組み（上記 ）について

上記 「当社の基本方針の実現に資する特別な取組み」に記載した各取組みは、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的取組みとして策定されたものであり、基本方針の実現に資するものとなっており、これらの各取組みは、基本方針に沿い、当社の株主の皆様様の共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

イ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記 ）について

(ア)当該取組みが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株券等に対する大量買付行為がなされた際に、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要十分な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために大量買付者等と交渉を行うこと等を可能としたりすることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を確保するための取組みであり、基本方針に沿うものであります。

(イ)当該取組みが当社の株主の皆様のご利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員のご地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、本プランは、()買収防衛策に関する指針において定める三原則を完全に充足していること、()株主の皆様のご意思の反映・尊重がなされていることに加え、大量買付情報その他大量買付者から提供を受けた情報を株主の皆様へ当社取締役会が適当と認める時期及び方法により開示することとしていること、()当社取締役会の恣意的判断を排除するための取組みとして、(a)独立委員会を設置して独立性の高い社外者の判断を重視していること、(b)本プランに従った大量買付者に対する対抗措置の発動については、当社の企業価値を著しく損なう場合として合理的かつ詳細に定められた客観的要件を充足した場合のみ行われるとされていること、また、当社取締役会が株主総会の開催を決定した場合には、対抗措置の発動の是非は当社株主総会の決議に委ねられていること、及び()デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないことから、当社の株主の皆様のご利益を損なうものではなく、当社の会社役員のご地位の維持を目的とするものではないと考えております。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成22年11月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<u>流動資産</u>	14,733,767	<u>流動負債</u>	6,447,392
現金及び預金	4,377,094	支払手形及び買掛金	3,241,017
受取手形及び売掛金	6,118,568	短期借入金	30,000
有価証券	790,411	1年内返済予定の長期借入金	874,004
製品	1,821,858	1年内償還予定の社債	160,000
仕掛品	810,825	未払金	1,024,524
原材料及び貯蔵品	588,657	未払法人税等	617,390
短期貸付金	4,733	賞与引当金	26,757
繰延税金資産	158,368	役員賞与引当金	41,340
その他	72,178	その他	432,358
貸倒引当金	8,929		
<u>固定資産</u>	14,178,745	<u>固定負債</u>	2,778,962
<u>有形固定資産</u>	9,766,146	社 債	460,000
建物及び構築物	4,610,811	長期借入金	1,431,650
機械装置及び運搬具	2,671,639	繰延税金負債	8,857
土地	2,096,113	退職給付引当金	153,510
建設仮勘定	16,300	役員退職慰労引当金	426,807
その他	371,281	固定資産撤去損失引当金	280,000
		その他	18,137
<u>無形固定資産</u>	14,887		
<u>投資その他の資産</u>	4,397,712	<u>負債合計</u>	9,226,355
投資有価証券	3,363,252	(純資産の部)	
長期預金	500,000	<u>株主資本</u>	19,250,249
長期貸付金	3,644	<u>資本金</u>	3,318,344
保険積立金	265,420	<u>資本剰余金</u>	3,300,146
繰延税金資産	118,633	<u>利益剰余金</u>	13,100,590
その他	146,764	<u>自己株式</u>	468,832
貸倒引当金	3	評価・換算差額等	277,859
		その他有価証券評価差額金	277,859
		<u>少数株主持分</u>	158,048
<u>資産合計</u>	28,912,512	<u>純資産合計</u>	19,686,157
		<u>負債・純資産合計</u>	28,912,512

連 結 損 益 計 算 書

(平成21年12月1日から
平成22年11月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		22,022,379
売 上 原 価		17,117,224
売 上 総 利 益		4,905,154
販売費及び一般管理費		3,125,318
営 業 利 益		1,779,836
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	80,623	
保 険 解 約 返 戻 金	4,196	
補 助 金 収 入	20,000	
そ の 他	23,689	128,508
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	44,762	
為 替 差 損	7,693	
シンジケートローン手数料	37,241	
そ の 他	11,062	100,759
経 常 利 益		1,807,585
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	437	
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	8,212	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	146,257	
受 取 保 険 金	16,007	
そ の 他	3,339	174,254
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	5,532	
減 損 損 失	2,801	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	3,385	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	13,045	
ゴ ル フ 会 員 権 評 価 損	2,835	
そ の 他	264	27,865
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,953,975
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	631,831	
法 人 税 等 調 整 額	47,380	679,212
少 数 株 主 利 益		6,564
当 期 純 利 益		1,268,198

連結株主資本等変動計算書

(平成21年12月1日から
平成22年11月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
株主資本	
資本金	
前期末残高	3,318,344
当期末残高	3,318,344
資本剰余金	
前期末残高	3,295,397
連結会計年度中の変動額	
自己株式の処分	4,748
連結会計年度中の変動額合計	4,748
当期末残高	3,300,146
利益剰余金	
前期末残高	12,037,871
連結会計年度中の変動額	
剰余金の配当	205,479
当期純利益	1,268,198
連結会計年度中の変動額合計	1,062,719
当期末残高	13,100,590
自己株式	
前期末残高	549,689
連結会計年度中の変動額	
自己株式の処分	80,889
自己株式の取得	32
連結会計年度中の変動額合計	80,856
当期末残高	468,832
株主資本合計	
前期末残高	18,101,923
連結会計年度中の変動額	
剰余金の配当	205,479
当期純利益	1,268,198
自己株式の処分	85,638
自己株式の取得	32
連結会計年度中の変動額合計	1,148,325
当期末残高	19,250,249

科 目	金 額
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	438,730
連結会計年度中の変動額	
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	160,870
連結会計年度中の変動額合計	160,870
当期末残高	277,859
評価・換算差額等合計	
前期末残高	438,730
連結会計年度中の変動額	
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	160,870
連結会計年度中の変動額合計	160,870
当期末残高	277,859
少数株主持分	
前期末残高	151,425
連結会計年度中の変動額	
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	6,622
連結会計年度中の変動額合計	6,622
当期末残高	158,048
純資産合計	
前期末残高	18,692,080
連結会計年度中の変動額	
剰余金の配当	205,479
当期純利益	1,268,198
自己株式の処分	85,638
自己株式の取得	32
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	154,248
連結会計年度中の変動額合計	994,077
当期末残高	19,686,157

連 結 注 記 表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1 連結の範囲に関する事項

連結子会社 1社 神港有機化学工業株式会社

2 持分法の適用に関する事項

関連会社2社(サンユーケミカル株式会社及びサンエステルコーポレーション)は、連結純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であるため、持分法を適用しておりません。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は10月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用しておりますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。)

時価のないもの

移動平均法による原価法

(ロ) たな卸資産

製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品

移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法。但し、平成10年4月1日以降取得の建物(附属設備は除く)については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 2～8年

(ロ) 無形固定資産(リース資産を除く)

ソフトウェア(自社利用)

定額法。なお、償却年数については、社内における利用可能期間(5年)によっております。

(ハ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年11月30日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

(イ) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(ロ) 賞与引当金

連結子会社の従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(ハ) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支出に備えるため、支出見込額に基づき計上しております。

(ニ) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(15年)による定額法により、それぞれ発生の日連結会計年度から費用処理することとしております。

(会計方針の変更)

当連結会計年度から「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)(企業会計基準第19号 平成20年7月31日)を適用しております。なお、この変更に伴う影響はありません。

(追加情報)

当社及び連結子会社は従来退職給付制度として、適格退職年金制度及び退職一時金制度を採用しておりましたが、平成22年12月1日より適格退職年金制度を廃止し、確定給付企業年金制度へ移行しました。この移行に伴う会計処理については「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号 平成14年1月31日)を適用する予定です。

(ホ) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(ヘ) 固定資産撤去損失引当金

生産設備等の撤去に伴う支出に備えるため、支出見込額を計上しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) ヘッジ会計の方法

為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。

(ロ) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 為替予約

ヘッジ対象 外貨建金銭債権債務等

(ハ)ヘッジ方針

外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行っております。

(ニ)ヘッジ有効性評価の方法

為替予約の締結時に、為替予約管理規程に従って、外貨建による同一金額で同一期日の為替予約をそれぞれ振当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されているので連結決算日における有効性の評価を省略しております。

(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

5 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 27,182,385千円

2. 期末日満期手形

期末日満期手形の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。

なお、連結子会社の決算日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が、当連結会計年度末残高から除かれております。

受取手形 12,970千円
支払手形 2,150千円

(連結損益計算書に関する注記)

減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類	減損損失 (千円)
金沢工場	製造設備	機械装置及び運搬具	2,801

(金沢工場)

(1) 資産のグルーピングの方法

事業用資産につきましては、管理会計上の区分を基礎としてグルーピングを行っております。ただし、製造設備のうち、将来の使用が見込まれない設備につきましては、独立したグルーピングを行い、個別の資産単位毎に把握しております。

(2) 減損損失の認識に至った経緯

製造設備の一部につきまして、将来の使用が見込まれないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上しております。

(3) 回収可能額の算定方法

製造設備につきましては、合理的な見積りを基礎として、正味売却価額により回収可能価額を測定しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数

	前連結会計年度末株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	21,787,038			21,787,038
合計	21,787,038			21,787,038

2. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年2月19日 定時株主総会	普通株式	81,711	4.00	平成21年 11月30日	平成22年 2月22日
平成22年6月30日 取締役会	普通株式	123,767	6.00	平成22年 5月31日	平成22年 8月23日

当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年2月18日 定時株主総会	普通株式	123,767	利益 剰余金	6.00	平成22年 11月30日	平成23年 2月21日

(金融商品に関する注記)

(追加情報)

当連結会計年度より「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融商品で運用し、必要な資金は主に銀行借入れや社債発行により調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に従い、取引先の状況を定期的にモニタリングし、相手先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

また、有価証券は主として社債であり、投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であります。これらについては定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しています。

社債及び借入金は主に設備投資資金であり、支払金利の変動リスクを抑制するために、長期借入金については固定金利により資金を調達しております。
 なお、デリバティブは外貨建て売上債権の為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年11月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません（注2）参照）。

（単位：千円）

	連結貸借対照表 計上額（*）	時価（*）	差額
(1) 現金及び預金	4,377,094	4,377,094	
(2) 受取手形及び売掛金	6,118,568	6,118,568	
(3) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	3,957,672	3,957,672	
(4) 長期預金	500,000	495,953	4,046
(5) 支払手形及び買掛金	(3,241,017)	(3,241,017)	
(6) 短期借入金	(30,000)	(30,000)	
(7) 未払金	(1,024,524)	(1,024,524)	
(8) 社債（1年内償還予定分を含む）	(620,000)	(621,401)	1,401
(9) 長期借入金（1年内返済予定分を含む）	(2,305,654)	(2,312,262)	6,608
(10) デリバティブ取引			

（*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 長期預金

取引金融機関から提示された価格によっております。

(5) 支払手形及び買掛金、(6) 短期借入金、(7) 未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(8) 社債（1年内償還予定分を含む）

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額を、新規に同様の社債発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(9) 長期借入金（1年内返済予定分を含む）

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(10) デリバティブ取引

為替予約の振当処理については、ヘッジ対象とされている売掛金と一体として処理されているため、その時価は売掛金の時価に含めて記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	195,992

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 946円69銭

2. 1株当たり当期純利益 61円73銭

算定上の基礎は次のとおりであります。

当期純利益 1,268,198千円

普通株式に係る当期純利益 1,268,198千円

普通株式の期中平均株式数 20,542,848株

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成22年11月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<u>流動資産</u>	14,004,211	<u>流動負債</u>	5,681,141
現金及び預金	4,286,234	買掛金	2,775,459
受取手形	639,092	短期借入金	30,000
売掛金	4,695,363	1年内返済予定の長期借入金	744,000
有価証券	790,411	1年内償還予定の社債	100,000
製品	1,649,714	未払金	983,259
仕掛品	792,080	未払費用	113,987
原材料及び貯蔵品	522,957	未払法人税等	617,000
短期貸付金	403,891	預り金	147,673
繰延税金資産	158,489	役員賞与引当金	36,340
その他の貸倒引当金	71,725	その他の	133,421
	5,750		
<u>固定資産</u>	13,421,051	<u>固定負債</u>	2,448,840
<u>有形固定資産</u>	8,872,845	社債	250,000
建物	3,663,919	長期借入金	1,380,000
構築物	604,604	退職給付引当金	143,257
機械装置	2,212,635	役員退職慰労引当金	377,446
車両運搬具	37,448	固定資産除去損失引当金	280,000
工具器具備品	345,210	その他の	18,137
土地	1,978,030		
リース資産	14,696	<u>負債合計</u>	8,129,981
建設仮勘定	16,300		
<u>無形固定資産</u>	14,887	(純資産の部)	
ソフトウェア	6,264	<u>株主資本</u>	19,026,500
リース資産	8,622	資本金	3,318,344
<u>投資その他の資産</u>	4,533,318	資本剰余金	3,300,146
投資有価証券	3,302,437	資本準備金	3,195,517
関係会社株式	233,782	その他資本剰余金	104,628
長期預金	500,000	<u>利益剰余金</u>	12,876,842
長期貸付金	3,115	利益準備金	505,995
長期前払費用	86,494	その他利益剰余金	7,610,000
保険積立金	237,816	別途積立金	4,760,846
繰延税金資産	118,633	繰越利益剰余金	468,832
その他の貸倒引当金	51,042	<u>自己株式</u>	268,779
	3	<u>評価・換算差額等</u>	268,779
		その他有価証券評価差額金	268,779
<u>資産合計</u>	27,425,262	<u>純資産合計</u>	19,295,280
		<u>負債・純資産合計</u>	27,425,262

損 益 計 算 書

(平成21年12月1日から
平成22年11月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		18,580,299
売 上 原 価		13,911,389
売 上 総 利 益		4,668,909
販売費及び一般管理費		2,922,418
営 業 利 益		1,746,491
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	71,678	
有 価 証 券 利 息	13,711	
補 助 金 収 入	20,000	
そ の 他	21,014	126,405
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	33,074	
社 債 利 息	4,370	
シンジケートローン手数料	37,241	
為 替 差 損	7,693	
そ の 他	8,702	91,082
経 常 利 益		1,781,813
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	437	
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	8,212	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	146,257	
受 取 保 険 金	16,007	
そ の 他	3,339	174,254
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	5,082	
減 損 損 失	2,801	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	3,385	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	13,045	
ゴ ル フ 会 員 権 評 価 損	2,835	
そ の 他	264	27,415
税 引 前 当 期 純 利 益		1,928,653
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	631,404	
法 人 税 等 調 整 額	47,380	678,784
当 期 純 利 益		1,249,868

株主資本等変動計算書

(平成21年12月1日から
平成22年11月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
株主資本	
資本金	
前期末残高	3,318,344
当期末残高	3,318,344
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	3,195,517
当期末残高	3,195,517
その他資本剰余金	
前期末残高	99,879
事業年度中の変動額	
自己株式の処分	4,748
事業年度中の変動額合計	4,748
当期末残高	104,628
資本剰余金合計	
前期末残高	3,295,397
事業年度中の変動額	
自己株式の処分	4,748
事業年度中の変動額合計	4,748
当期末残高	3,300,146
利益剰余金	
利益準備金	
前期末残高	505,995
当期末残高	505,995
その他利益剰余金	
別途積立金	
前期末残高	7,610,000
当期末残高	7,610,000
繰越利益剰余金	
前期末残高	3,716,457
事業年度中の変動額	
剰余金の配当	205,479
当期純利益	1,249,868
事業年度中の変動額合計	1,044,389
当期末残高	4,760,846
利益剰余金合計	
前期末残高	11,832,453
事業年度中の変動額	
剰余金の配当	205,479
当期純利益	1,249,868
事業年度中の変動額合計	1,044,389
当期末残高	12,876,842

科 目	金 額
自己株式	
前期末残高	549,689
事業年度中の変動額	
自己株式の処分	80,889
自己株式の取得	32
事業年度中の変動額合計	80,856
当期末残高	468,832
株主資本合計	
前期末残高	17,896,505
事業年度中の変動額	
剰余金の配当	205,479
当期純利益	1,249,868
自己株式の処分	85,638
自己株式の取得	32
事業年度中の変動額合計	1,129,995
当期末残高	19,026,500
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	429,812
事業年度中の変動額	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	161,032
事業年度中の変動額合計	161,032
当期末残高	268,779
評価・換算差額等合計	
前期末残高	429,812
事業年度中の変動額	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	161,032
事業年度中の変動額合計	161,032
当期末残高	268,779
純資産合計	
前期末残高	18,326,317
事業年度中の変動額	
剰余金の配当	205,479
当期純利益	1,249,868
自己株式の処分	85,638
自己株式の取得	32
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	161,032
事業年度中の変動額合計	968,962
当期末残高	19,295,280

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

移動平均法による原価法

2 たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品

移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法。但し、平成10年4月1日以降取得の建物（附属設備は除く）については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 6～50年

構 築 物 3～50年

機 械 装 置 8年

車 両 運 搬 具 2～6年

工 具 器 具 備 品 3～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア（自社利用）

定額法。なお、償却年数については、社内における利用可能期間（5年）によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年11月30日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(4) 長期前払費用

定額法

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支出に備えるため、支出見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(15年)による定額法により、それぞれ発生翌期から費用処理することとしております。

(会計方針の変更)

当事業年度から「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)(企業会計基準第19号 平成20年7月31日)を適用しております。なお、この変更に伴う影響はありません。

(追加情報)

当社は従来退職給付制度として、適格退職年金制度及び退職一時金制度を採用しておりましたが、平成22年12月1日より適格退職年金制度を廃止し、確定給付企業年金制度へ移行しました。この移行に伴う会計処理については「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号 平成14年1月31日)を適用する予定です。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) 固定資産撤去損失引当金

生産設備等の撤去に伴う支出に備えるため、支出見込額を計上しております。

5 その他計算書類作成のための重要な事項

(1) 重要なヘッジ会計の方法

(イ)ヘッジ会計の方法

為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。

(ロ)ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 為替予約

ヘッジ対象 外貨建金銭債権債務等

(ハ)ヘッジ方針

外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行っております。

(ニ)ヘッジ有効性評価の方法

為替予約の締結時に、為替予約管理規程に従って、外貨建による同一金額で同一期日の為替予約をそれぞれ振当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されているので連結決算日における有効性の評価を省略しております。

(2) 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 23,941,037千円
2. 関係会社に対する金銭債権債務
- | | |
|--------|-----------|
| 短期金銭債権 | 400,000千円 |
| 短期金銭債務 | 428,467千円 |

(損益計算書に関する注記)

1. 減損損失
 当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類	減損損失 (千円)
金沢工場	製造設備	機械装置	2,801

(金沢工場)

(1) 資産のグルーピングの方法

事業用資産につきましては、管理会計上の区分を基礎としてグルーピングを行っております。ただし、製造設備のうち、将来の使用が見込まれない設備につきましては、独立したグルーピングを行い、個別の資産単位毎に把握しております。

(2) 減損損失の認識に至った経緯

製造設備の一部につきまして、将来の使用が見込まれないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上しております。

(3) 回収可能額の算定方法

製造設備につきましては、合理的な見積りを基礎として、正味売却価額により回収可能価額を測定しております。

2. 関係会社との取引高の総額

- | | |
|--------------------|-------------|
| 営業取引による取引高の総額 | 1,133,198千円 |
| 営業取引以外の取引による取引高の総額 | 6,279千円 |

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
自己株式				
普通株式	1,359,119	60	200,000	1,159,179
合計	1,359,119	60	200,000	1,159,179

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取による増加	普通株式	60株
----------------	------	-----

減少数の内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の行使に伴う自己株式の処分	普通株式	200,000株
--------------------	------	----------

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）	
貸倒引当金	2,328千円
未払事業税	60,178千円
たな卸資産評価損	94,237千円
その他有価証券評価差額金	1,867千円
繰延税金資産（流動）小計	158,613千円
繰延税金資産（固定）	
投資有価証券評価損	48,973千円
退職給付引当金	58,019千円
役員退職慰労引当金	152,865千円
ゴルフ会員権評価損	33,703千円
減損損失	333,973千円
その他	15,273千円
繰延税金資産（固定）小計	642,809千円
評価性引当額	344,708千円
繰延税金資産合計	456,713千円
繰延税金負債（固定）	
その他有価証券評価差額金	179,590千円
繰延税金負債合計	179,590千円
繰延税金資産の純額	277,123千円

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引
リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額 相当額(千円)	期末残高相当額 (千円)
工具器具備品	420,112	309,848	110,264
合計	420,112	309,848	110,264

未経過リース料期末残高相当額等

未経過リース料期末残高相当額

1年以内	61,807千円
1年超	48,456千円
合計	110,264千円

(関連当事者との取引に関する注記)

当社の子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金または出資金(千円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	神港有機化学工業(株)	神戸市東灘区	55,000	工業薬品の製造販売	(所有)直接73.6 (被所有)直接間接	資金の援助 原材料の仕入	原材料の仕入高	30,482	買掛金	11,817
							資金の貸付による利息収入	5,279	短期貸付金	400,000
関連会社	サンユーケミカル(株)	大阪市中央区	30,000	工業薬品の製造販売	(所有)直接45.0 (被所有)直接間接	製品仕入及び業務受託	製品の仕入取扱高	1,102,715	買掛金	416,649

(注) 上記取引金額には消費税等は含まれず、期末残高には消費税等が含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 資金の貸付については、貸付利率は市場金利を勘案して、利率を合理的に決定しております。
- (2) 材料及び製品の仕入については、一般の取引先と同様の手続きを踏まえ、同等の条件を適用しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	935円40銭
2. 1株当たり当期純利益	60円84銭
算定上の基礎は次のとおりであります。	
当期純利益	1,249,868千円
普通株式に係る当期純利益	1,249,868千円
普通株式の期中平均株式数	20,542,848株

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成23年 1 月14日

大阪有機化学工業株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 片岡茂彦 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 秦 一二三 ⑩

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大阪有機化学工業株式会社の平成21年12月1日から平成22年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大阪有機化学工業株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成23年 1月14日

大阪有機化学工業株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 片岡茂彦 ㊞
--------------------	--------------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 秦 一二三 ㊞
--------------------	---------------

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大阪有機化学工業株式会社の平成21年12月1日から平成22年11月30日までの第64期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成21年12月1日から平成22年11月30日までの第64期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の用人等との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するための体制について、その取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている当該体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針及び各取組みについては、取締役会その他の審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「監査に関する品質管理基準」等にしたがって「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する 取締役の職務遂行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書、並びに連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年 1月19日

大阪有機化学工業株式会社 監査役会

常勤監査役 伊 田 忠 夫 ㊟

社外監査役 吉 村 勲 ㊟

社外監査役 檜 山 洋 子 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当金に関する事項

第64期の期末配当金につきましては、安定した配当の維持・継続を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金6円 総額 123,767,154円
(注) 中間配当を含めた当事業年度年間配当は、1株につき金12円となります。
3. 剰余金の配当が効力を生ずる日
平成23年2月21日

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役吉村勲氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

監査役の候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
吉村勲 (昭和19年3月6日生)	昭和48年9月 公認会計士登録 昭和57年8月 吉村勲公認会計士税理士事務所開設 (現任) 平成10年11月 ネクスス監査法人設立 代表社員 平成15年2月 当社監査役(現任) 平成16年6月 内藤証券株式会社 監査役(現任) 平成17年6月 株式会社山善 監査役(現任) 平成18年7月 ネクスス監査法人退社	株

(注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 吉村勲氏は、社外監査役候補者であります。

3. 社外監査役候補者の選任理由と責任限定契約について

(1) 社外監査役候補者の選任理由について

吉村勲氏につきましては、公認会計士として培われた専門的な知識・経験等を、当社の監査役体制に活かしていただくために、社外監査役として選任をお願いするものであります。同氏は、直接会社経営に關与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。なお、同氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって8年となります。

(2) 社外監査役との責任限定契約について

当社は吉村勲氏と、定款の規定に基づき、会社法第427条第1項で定める責任限定契約を締結しており、本総会において同氏が再任された場合には、継続いたします。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令の規定する額であります。

4. 当社は社外監査役候補者吉村勲氏を、東京証券取引所及び大阪証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令又は定款の員数を欠くことになった場合に、速やかに後任監査役が就任し法定員数を充足できるようにするために、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に關しましては監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
北本幸仁 (昭和23年1月13日生)	昭和48年11月 監査法人中央会計事務所 (みずず監査法人) 入所 昭和63年6月 同監査法人社員 平成6年9月 中央監査法人(みずず監査法人)代表社員 平成19年7月 仰星監査法人理事代表社員(現任) 平成22年6月 シダックス株式会社 社外監査役(現任)	株

(注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 北本幸仁氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

3. 補欠の社外監査役候補者の選任理由と責任限定契約について

(1) 補欠の社外監査役候補者の選任理由について

北本幸仁氏につきましては、公認会計士として培われた専門的な知識・経験等を、監査役に就任された場合に当社の監査役体制に活かしていただくため、補欠の社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。同氏は、直接会社経営に關与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

(2) 社外監査役との責任限定契約について

当社は補欠の社外監査役候補者北本幸仁氏が選任され、監査役に就任した場合には、定款の規定に基づき、会社法第427条第1項で定める責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令の規定する額であります。

4. 当社は補欠の社外監査役候補者北本幸仁氏が監査役に就任した場合には、同氏を、東京証券取引所及び大阪証券取引所に対し、独立役員として届け出る予定であります。

第4号議案 役員賞与支給の件

当事業年度の業績等を勸案して、当事業年度末日時点の支給対象取締役4名に対し、取締役賞与を総額36,340千円支給することをお願いしたいと存じます。

第5号議案 当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の継続の件

当社は、平成20年2月22日に開催の当社第61期定時株主総会（以下「第61期定時株主総会」といいます。）における株主の皆様のご承認により、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定される基本方針をいい、以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)）として、当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）（以下「旧プラン」といいます。）を導入いたしました。

旧プランの有効期限は、本定時株主総会の終了の時までとなっております。

当社は、旧プランの導入後も買収防衛策をめぐる社会環境等の動向を踏まえ、当社の企業価値の向上ひいては株主の皆様の共同の利益の向上のための当社の取組みについて検討を行ってまいりましたが、平成23年1月14日開催の当社取締役会において、旧プランの内容を一部変更の上（以下、変更後のプランを「本プラン」といいます。）、本定時株主総会において株主の皆様にご承認いただくことを条件として継続することを決議いたしました。

本プランの旧プランからの主要な変更点は、以下のとおりです。

【主要な変更点】

- ・株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第88号）の施行により株券電子化が実施されたことによる所要の変更
- ・大量買付行為の内容に関する検討期間の始期等を明確化するとともに、検討期間の延長期間の上限を最大30日間とする旨の変更
- ・その他字句及び表現等の変更

なお、平成23年1月14日開催の当社取締役会においては、社外監査役を含む当社監査役3名全員が出席し、いずれの監査役も、本プランの運用が適切に行われることを条件に、本プランの内容に賛同する旨の意見を述べております。

また、平成22年11月30日現在の当社大株主の状況は、ご参考1のとおりであります。現時点において、当社株券等の大量買付行為に関する提案は一切受けておりません。

記

・当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針
当社は、安定的かつ持続的な企業価値の向上が当社の経営にとって最優先課題と考え、その実現に日々努めております。従いまして、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念、企業価値の様々な源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならぬと考えております。

上場会社である当社の株式は、株主、投資家の皆様による自由な取引に委ねられているため、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様の意思に基づき決定されることを基本としており、会社の支配権の移転を伴う大量買付けに応じるか否かの判断も、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株券等の大量買付けであっても、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資するものであればこれを否定するものではありません。

しかしながら、事前に当社取締役会の賛同を得ずに行われる株券等の大量買付けの中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強制するおそれがあるもの、対象会社の取締役会が代替案を提案するための必要十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするものなど、対象会社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を毀損するおそれをもたらすものも想定されます。

当社は、このような当社の企業価値や株主の皆様の共同の利益に資さない大量買付けを行う者が、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付けに対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保する必要があると考えております。

・当社の基本方針の実現に資する特別な取組み

1 当社の企業価値の源泉

当社は、昭和21年12月の設立以来「従業員の愛情と和と勤勉を大切に、常に新しい技術の研鑽に努めることにより社会と産業界の進歩、発展に貢献する」ことを基本理念として、アクリル酸の国内における製造・販売の企業化に初めて成功し、その製造技術を基に特殊アクリル酸エステル^①の製造・販売を行っています。当社は、その独自の技術力を活かし、有機工業薬品として幅広い分野へ中間体原料を提供しております。

当社の企業価値の源泉は、高度の研究開発力を活かした高付加価値製品拡大を可能とするフレキシブルな工場稼働体制・供給体制及び営業・研究開発の連動による少量・多品種の生産体制を活かした、多様なお客様の幅広いご要望に対するスピーディーな対応力にあると考えています。さらに、顧客、取引先、当社従業員及び地域社会等の様々なステークホルダーとの間で、長年にわたり良好な関係の維持・発展に努め、企業価値の源泉となる信頼関係を築き上げてまいりました。これらの企業価値の源泉を基に、上記記載の基本方針に示したとおり、企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の向上を目指しております。

2 企業価値・株主の皆様のための利益向上のための取組み

当社は、アクリル酸エステル製品の製造・販売を軸に事業展開をしてまいりました。具体的には、塗料・粘接着剤・印刷インキ・合成樹脂等の原料としてのアクリル酸エステル製品を持続的成長のための安定収益基盤事業とする一方、このアクリル酸エステル製品を発展的に応用展開した特殊化学品の液晶関連や半導体材料を中心とする電子材料分野を高収益性事業として強化しております。

当社は、これらの事業を基に、企業価値の向上については株主の皆様との利益の向上を実現するために平成23年度の中期事業計画を策定いたしました。かかる中期事業計画においては、経営戦略として「選択と集中による持続的な成長力の構築」、「企業の社会的責任の実現と企業価値の向上」を二本柱に掲げ、当社は、この経営戦略に沿い以下の三つの事業に係る研究開発・市場開発及び生産体制の強化を行うことにより計画達成を目指すものであります。

持続的成長のための安定収益基盤事業（化成品事業）

コア製品であるアクリル酸エステルの市場確保を行うとともに、用途開発と需要の拡大を目指し、生産設備の合理化と集約化によりコスト競争力を強化してまいります。

安定した高収益性の事業（電子材料事業）

現状製品の市場確保・拡大を行うとともに、フォトリソグラフィ技術を活かした高精細化加工技術への発展的貢献と次世代（表示）材料への応用展開を図ってまいります。

発展に必要な技術基盤の拡充・次期成長分野の開拓を強化する事業（機能化学品事業）

機能性ポリマー化技術・精密有機合成技術及び精製技術の技術基盤をさらに拡充し、次期成長分野の開拓を図ってまいります。

以上のような平成23年度の中期事業計画に基づいた、中期の連結業績目標としては、平成25年11月期の売上高261億円、経常利益23億円、ROA（総資産経常利益率）7.0%以上の達成を目指しております。

また、株主還元につきましても、長期的な観点に立ち財務体質と経営基盤の強化を図るとともに株主の皆様への利益還元を充実させることを経営の重要政策と位置付け、会社の業績や今後の事業計画に備えた内部留保等を勘案し、平成22年度においては1株当たり年間8円（中間期4円、期末4円）を年間12円（中間期6円、期末6円）とする増配を行い、平成23年度においても1株当たりの配当年間12円（中間期6円、期末6円）を継続していく予定です。さらに、「企業の社会的責任の実現と企業価値の向上」を目指しております。その実現のために、当社は、コーポレートガバナンスの充実が重要課題であると認識しており、社外取締役を選任しているほか、内部統制システムや内部統制委員会でのコンプライアンス及びリスク管理の強化や安全・環境・品質を重視し、ISO-9001、ISO-14001、OHSASを推進するとともに、株主、顧客、取引先、当社従業員及び地域社会等のステークホルダーにとって魅力ある企業を目指すことで、長期的な観点に立ち財務体質と経営基盤の強化を図り、事業強化と適切な利益配分により企業価値の向上を目指してまいります。

これらの取組みは、今般決定しました、上記 記載の基本方針の実現に資するものと考えております。

- 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1 本プラン継続の目的

当社は、以下のとおり、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保・向上させる目的をもって本プランを継続するものです。

当社は、上記 記載の基本方針のとおり、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資さない大量買付けを行う者は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付けに対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保する必要があると考えております。

具体的には、当社が、独自の技術力やフレキシブルな生産対応力を維持・向上させ、企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保・向上させていくためには、長年培われた技術資産や人的資産の流出を防ぎ、これらの資産を中長期的に保護育成していくこと、さらには、販売先及び原料調達先等との継続的な信頼関係を維持していくことが、必要不可欠と考えております。そのため、当社株券等の大量買付けを行う者により、これらが中長期的に確保・向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益は毀損されることとなります。

また、当社が株券等の大量買付けの提案を受けた際には、上記事項のほか、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、その他当社の企業価値を構成する事項等、様々な事項を適切に把握した上で、当該買付けが当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があります。

このように、当社株券等の大量買付けが当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上に資するものであるか否かを株主の皆様に適切に判断していただくためには、当社固有の事業特性や当社の歴史を十分に踏まえた上で、当社の企業価値とその価値を生み出している源泉につき適切に把握していただくこと、また、大量買付けを行った者による当社の支配権の取得が、当社の企業価値やその価値の源泉に対してどのような影響を及ぼし得るかを把握していただくことが必要であると考えております。

そのためには、大量買付けを行う者から提供される情報に加え、当社固有の事業特性を十分に理解している当社取締役会から提供される情報及び当該買収者による支配株式の取得行為に対する当該取締役の評価・意見、場合によっては当該取締役会によって提案される代替案等の必要十分な情報を踏まえていただくことが必要であると考えております。また、これらの検討には必要十分な時間が確保される必要があると考えております。

以上のことから、当社は、当社株券等に対する大量買付けが一定の合理的なルールに従って行われることが、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益の確保・向上に資すると考え、大量買付けの提案がなされた場合における情報提供等に関する一定のルール（以下「大量買付ルール」といいます。）を設定するとともに、上記記載の基本方針に照らして不適切な者によって大量買付けがなされた場合に、それらの者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、対抗措置の発動手続等を定めた本プランを継続することといたしました。

2 本プランの概要

本プランは、当社株券等（注1）の特定株式保有者等（注2）の議決権割合（注3）を20%以上とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株式保有者等の議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについても当社取締役会があらかじめ同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何は問わないものとします。以下、かかる買付行為を「大量買付行為」といい、大量買付行為を行う者を「大量買付者」といいます。）に応じるか否かを株主の皆様適切にご判断いただくための必要十分な情報及び時間を確保するために、大量買付者から意向表明書（下記3(1)「大量買付者に対する情報提供の要請」において定義します。以下同様とします。）が当社代表取締役に対して提出された場合に、当社が、大量買付者に対して、事前に大量買付情報（下記3(1)「大量買付者に対する情報提供の要請」において定義します。）の提供を求め、当該大量買付行為についての評価、検討、大量買付者との買付条件等に関する交渉又は株主の皆様への代替案の提案等を行うとともに、独立委員会（独立委員会の詳細については下記3(3)「独立委員会の勧告」をご参照下さい。）の勧告を最大限尊重した上で、大量買付行為に対して、新株予約権の無償割当てその他当該時点において相当と認められる対抗措置を発動するための大量買付ルールを定めています。また、本プランにおいては、当社取締役会が実務上適切と判断した場合には、対抗措置の発動にあたり、株主総会を開催し、対抗措置発動の是非の判断を株主の皆様意思に委ねることとしております。

大量買付者は、大量買付ルールに従って、当社取締役会又は株主総会において、対抗措置の発動の是非に関する決議が行われるまでは、大量買付行為を開始することができないものとします。

なお、本プランの概要については、ご参考2をご参照下さい。

注1：株券等

金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

注2：特定株式保有者等

(i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者及び当社取締役会がこれに該当すると認められた者を含みます。以下同様とします。）及びその共同所有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者及び当社取締役会がこれに該当すると認められた者を含みます。以下同様とします。）

又は、

() 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、競売買の方法によるか否かを問わず取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者及び当社取締役会がこれに該当すると認められた者を含みます。）を意味します。

注3：議決権割合

議決権割合の計算において分母となる総議決権数は、当社のその時点での発行済全株式数から、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直前に提出されたものに記載された数の保有自己株式数を除いた株式の議決権数とします。

3 大量買付ルールの内容

(1) 大量買付者に対する情報提供の要請

ア 意向表明書の提出

大量買付者が大量買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役に対して、大量買付ルールを遵守する旨の誓約文言等を記載した買付意向表明書（以下「意向表明書」といいます。）を当社所定の書式により、日本語で提出していただくこととします。

イ 情報提供の要請

当社取締役会は、かかる意向表明書を受領した後10営業日以内に、当社株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために提供していただく情報（以下「大量買付情報」といいます。）のリストを大量買付者に交付し、大量買付者には、速やかに当該リストに記載された情報を当社所定の書式にて、日本語で提供していただくこととします。提供を求める大量買付情報の項目は以下 乃至 のとおりです。

当社取締役会は、必要に応じて独立委員会に対する諮問を経て、大量買付者から提供された大量買付情報が、大量買付者が行おうとする大量買付行為の内容等を検討するために不十分であると判断した場合には、大量買付者に対して、適宜合理的な回答期限を定めて追加情報を提供するように求めることができるものとします。

また、当社取締役会は、本検討期間（下記(2)において定義するものとし、）開始後に、大量買付者が、大量買付情報を要求した前提となる大量買付行為の内容を変更した場合には、当該変更後の大量買付行為に係る大量買付情報の提供を求めることができるものとし、ます。

なお、当社取締役会は、必要に応じて、意向表明書が提出された事実及び大量買付情報その他大量買付者から提供を受けた情報について、適用ある法令等及び取引所規則に従って速やかに株主の皆様へ開示します。また、当社取締役会は、独立委員会に対し、大量買付者から提供された大量買付情報を提供するものとし、ます。

大量買付者及びそのグループ（特定株式保有者等、利害関係者及び組合・ファンドの場合の各組合員その他の構成員を含みます。以下同様とし、ます。）の概要（具体的な名称、資本構成及び財務内容等を含みます。）

大量買付行為の目的、方法及び内容（大量買付行為の種類及び価格、大量買付行為の実施時期、関連する取引の仕組み、大量買付行為の方法の適法性、実行の蓋然性等を含みます。）

大量買付行為に際しての第三者との間の意思連絡の有無及び意思連絡がある場合にはその内容

買付対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報、一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、及びそのうち他の株主に対して分配されるシナジーの内容等を含みます。）

買付資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法及び関連する取引の内容等を含みます。）

大量買付行為後に意図する当社及び当社グループの事業計画を含む経営方針、資本政策、配当政策及び財務政策

大量買付行為後における顧客、取引先、当社従業員、地域社会等及びその他当社のステークホルダーに対する対応方針

当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策

その他当社取締役会又は独立委員会が合理的に必要と判断する情報

(2) 当社取締役会における大量買付行為の検討等

当社取締役会は、大量買付者から受領した大量買付情報、当社取締役会が独自に入手した情報等に基づいて、大量買付者による大量買付行為が、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上に資するものであるか否かを評価・検討し、必要に応じて、大量買付者との買付条件等に関する交渉、代替案の提案等を行うとともに、対抗措置の発動の是非を検討することとし、ます。

当社取締役会は、評価・検討にあたって、下記(3)記載の独立委員会に対する諮問を行うほか、必要に応じて、当社取締役会から独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士及びコンサルタント等の専門家を含みます。)の助言を受けることができますものとします。

当社取締役会としては、大量買付情報の受領が完了した日の翌日からこれらの検討期間(以下「本検討期間」といいます。)を開始するものとします。本検討期間は、現金のみを対価(円貨)とする公開買付けによる当社株券等の全部買付けの場合は、最大60日間、その他の買付けの場合は最大90日間を設定し、大量買付者は、本検討期間終了後にも、大量買付行為を開始できるものとします。当社取締役会は、本検討期間を開始した場合には、大量買付者に通知するとともに、適用ある法令等及び取引所規則に従って速やかに株主の皆様を開示します。

当社取締役会は、本検討期間が満了する時点においても、なお、大量買付行為の内容についての検討、代替案の提案、大量買付者との交渉等が十分に行われていないと判断した場合には、独立委員会に対する諮問を経て、その決議により、大量買付行為の内容についての検討、代替案の提案、大量買付者との交渉等のために必要な合理的範囲内において(最大30日を上限とします。)本検討期間を延長することができるものとします。当社取締役会は、本検討期間の延長の決議を行った場合には、延長の理由及び延長の期間を大量買付者に対して通知するとともに、適用ある法令等及び取引所規則に従って速やかに株主の皆様を開示します。

(3) 独立委員会の勧告

ア 独立委員会の設置

本プランにおいては、大量買付者に対する対抗措置の発動にあたり、取締役会の恣意的判断を排除するため、当社取締役会の諮問機関として、当社取締役会から独立した社外者のみから構成される独立委員会を設置し(独立委員会の規則の概要についてはご参考3のとおりです。)、その判断を経ることとします。

独立委員会は3名以上で構成されるものとし、その委員は、当社取締役会からの独立性が高い社外取締役、社外監査役及び社外有識者の中から選任されるものとします。本プラン継続後の独立委員及びその略歴等についてはご参考4をご参照下さい。

イ 独立委員会による検討等

独立委員会は、当社取締役会から諮問を受けた事項について、本検討期間の範囲内で審議・検討し、当社取締役会に対して、勧告(対抗措置発動の是非についての勧告のほか、当社取締役会から諮問を受けた事項の実施の是非等についての勧告を含みます。)を行います。

独立委員会は、取締役会を通じて受領した大量買付情報その他大量買付者から提供を受けた情報に基づいて、審議・検討を行うものとしますが、審議・検討にあたり、大量買付情報その他大量買付者から提供を受けた情報が不十分であると判断した場合には、当社取締役会を通じて大量買付者に対して、追加情報の提供を求めることができるものとします。

また、独立委員会は、大量買付情報その他大量買付者から提供を受けた情報と当社取締役会の事業計画、当社取締役会による企業価値の評価等との比較検討を行うために、当社取締役会に対しても、本検討期間の範囲内で、適宜回答期限を定め、大量買付者の大量買付情報その他大量買付者から提供を受けた情報の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。）、その根拠資料、代替案（代替案がある場合のみに限ります。）その他独立委員会が適宜必要と認める情報等の提供を求めることができるものとします。

さらに、独立委員会は、審議・検討にあたり、必要に応じて、当社の費用負担において、当社取締役会から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士及びコンサルタント等の専門家を含みます。）の助言を受けることができるものとします。

当社取締役会は、その判断にあたり、独立委員会の勧告の内容を最大限尊重した上で、決議を行うものとします。

なお、独立委員会は、当社取締役会に対して、勧告を行った後であっても、当該勧告後に大量買付者が、大量買付行為を中止した場合等、勧告の前提となる事実に変更があった場合には、勧告内容の変更又は勧告の撤回等を行うことができるものとします。

4 大量買付行為に対する対抗措置

(1) 対抗措置発動の条件

ア 大量買付ルールが遵守された場合

本プランは、当社の経営に影響力を持ちうる規模の当社株券等の大量買付行為について、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を確保し、向上させるという観点から、株主の皆様に、大量買付行為を受け入れるか否かの判断のために必要十分な情報、大量買付情報や大量買付者との交渉に基づく当社取締役会の評価、意見、及び代替案の提案等を受ける機会の提供、並びにこれらの検討のために必要十分な時間を保証することを目的として一定の手続を定めているものです。

したがって、大量買付者が、大量買付ルールを遵守した場合には、原則として、対抗措置の発動は行わないものとします。

ただし、大量買付者が、大量買付ルールを遵守している場合であっても、大量買付情報、その他大量買付者から受領した情報及び当社取締役会が独自に入手した情報に基づいて、大量買付行為の内容等を検討した結果、当該大量買付行為が、当社に回復し難い損害をもたらすことが明らかであると認められる行為であり、対抗措置を採ることが相当であると判断する場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の決議を行うものとします。ここで、当社に回復し難い損害をもたらすことが明らかであると認められる行為である場合とは、具体的には、以下の 乃至 のいずれかの要件の一つ又は複数の要件に該当する場合をいうものとします。

真に当社の会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、当社株式の株価を釣り上げて高値で当社株券等を当社の関係者に引き取らせる目的で大量買付行為を行っている場合（いわゆるグリーンメイラー）

当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大量買付者又はそのグループに移譲させる目的で大量買付行為を行っている場合

当社の経営を支配した後に当社の資産を大量買付者又はそのグループの債務の担保や弁済原資として流用する予定で大量買付行為を行っている場合

当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株券等の高値売り抜けをする目的で大量買付行為を行っている場合

最初の買付けで全ての当社株券等の買付けの勧誘をすることなく、二段階目の買付条件を不利に（あるいは明確にしないで）設定し、買付けを行うことにより、株主の皆様にも事実上売却を強要する結果となっている場合（いわゆる強圧的二段階買収）

買付けの条件（買付対価の価格・種類、買付けの時期、買付方法の適法性、買付けの実行の蓋然性、買付後の経営方針・事業計画及び買付後における当社の他の株主、顧客、取引先、当社従業員、地域社会等及びその他の当社のステークホルダーに対する対応方針等を含みます。）が、当社の本源的価値に鑑み著しく不十分又は不適当な買付けである場合

当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な顧客、取引先、当社従業員及び地域社会等その他当社のステークホルダーとの関係又は当社のブランド価値を破壊し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に著しく反する重大なおそれをもたらす大量買付行為である場合

その他 乃至 に準じる場合で、当社の企業価値を毀損し、会社の利益ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく害すると認められる場合

イ 大量買付ルールが遵守されない場合

大量買付者が、大量買付ルールを遵守しなかった場合、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保のために、対抗措置の発動の決議を行うものとします。

ウ 株主総会の開催

上記ア「大量買付ルールが遵守された場合」記載のとおり、大量買付ルールが遵守された場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告の内容を最大限尊重した上で、大量買付行為に対する対抗措置発動の是非を決議することを原則としますが、独立委員会が、当社取締役会に対して、株主の皆様の意思を直接確認することが望ましいとの勧告をした場合や、当社取締役会自身が、本プランに従った対抗措置の発動の決議に際して、大量買付者による大量買付行為の内容、時間的猶予等諸般の事情を考慮の上、法令及び当社取締役の善管注意義務等に鑑みて、独立委員会に対する諮問に加え、株主の皆様の意思を直接確認することが実務上適切と判断する場合（当社取締役会が独立委員会の勧告内容にかかわらず、企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上のため、当該勧告に加えて、さらに株主の皆様の意思を直接確認する必要があると考える場合等であって、かつ、実務上株主の皆様の意思を直接確認することが可能である場合）には、当社取締役会は、会社法上の機関としての株主総会を招集し、対抗措置の発動に関する株主の皆様の意思を確認することができるものとします。当社取締役会は、当社株主総会の開催を決定した場合、速やかに当該決定を行った事実及びその理由を開示するとともに、実務上可能な限り速やかに株主総会を招集するものとします。

また、当社取締役会は、株主総会が開催された場合、対抗措置の発動に関して、当該株主総会における株主の皆様の判断に従うものとします。

なお、大量買付者は、当社取締役会が株主総会の開催を決定した場合には、当該株主総会において対抗措置の発動に関する議案が決議されるまでの間、大量買付行為を開始してはならないものとします。

(2) 対抗措置の発動及びその内容

当社取締役会は、大量買付者が、大量買付ルールを遵守しない場合又は大量買付ルールを遵守した場合でも当社に回復し難い損害をもたらすことが明らかである行為であり、対抗措置を採ることが相当であると判断する場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、大量買付行為に対して対抗措置を発動するものとします。

具体的な対抗措置としては、新株予約権の無償割当てその他法令又は当社定款において当社取締役会の権限として認められているものの中から、その時々状況に応じて、適切なものを選択するものとしますが、新株予約権の無償割当てを行う場合の当該新株予約権の概要はご参考5のとおりです。

なお、当社取締役会は、対抗措置の発動を決定した後であっても、大量買付行為の内容の変更又は撤回等、対抗措置発動の前提となる事実に変化が生じたなどの理由により、当該大量買付行為が、当社に回復し難い損害をもたらすことが明らかである行為であると認められなくなった場合又は対抗措置を採ることが相当ではないと判断される場合には、独立委員会への諮問を経た上で、対抗措置の発動に係る決議を撤回することができるものとします。

5 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、平成26年2月に開催予定の当社第67期定時株主総会の終了の時までとし、本プランの継続については、当該定時株主総会において株主の皆様のご承認を確認することとします。株主の皆様のご承認が得られた場合の有効期間は3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終了の時までとし、以後も同様とします。株主の皆様からのご承認が得られなかった場合、本プランは当該定時株主総会終了の時をもって失効します。

もっとも、有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、又は当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プラン導入の趣旨に反しない限り、本プランに関する法令、取引所規則等の新設又は改廃が行われたことにより、本プランを修正することが適切な場合、誤字脱字等の修正・補充等の字句の修正を行うのが適切であり、当社株主の皆様にご不利益を与えない場合には、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランの廃止、修正又は変更がなされた場合には、当該廃止、修正又は変更等の事実及び内容その他の事項について、適用ある法令等及び取引所規則に従って速やかに株主の皆様へ開示を行います。

・上記の各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

1 基本方針の実現に資する特別な取組み（上記 ）について

上記 「当社の基本方針の実現に資する特別な取組み」に記載した各取組みは、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的取組みとして策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。

したがって、これらの各取組みは、基本方針に沿い、当社の株主の皆様のご共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

2 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記 ）について

(1) 当該取組みが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株券等に対する大量買付行為がなされた際に、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要十分な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために大量買付者等と交渉を行うこと等を可能としたりすることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益を確保するための取組みであり、基本方針に沿うものであります。

(2) 当該取組みが当社の株主の皆様のご共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、以下の理由により、本プランは、当社の株主の皆様のご共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

ア 買収防衛策に関する指針等を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日付で発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」において定められた 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、 事前開示・株主意思の原則、 必要性・相当性の原則の三原則を完全に充足しています。また、平成20年6月30日に企業価値研究会が発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の趣旨を踏まえた内容になっており、合理性を有するものであります。

イ 株主の皆様のご意思の重視と情報開示

当社は、第61期定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として旧プランを導入し、かつ本定時株主総会における株主の皆様のご承認を本プラン継続の条件としており、旧プランの導入及び本プランの継続には株主の皆様のご意思が反映されるものとなっています。

また、上記 5「本プランの有効期間、廃止及び変更」記載のとおり、本プランの有効期間満了前であっても、当社株主総会において、本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになっており、この点においても、本プランの導入及び廃止は、株主の皆様意思を尊重した形になっております。

さらに、これらに加えて、上記 4(1)ウ「株主総会の開催」記載のとおり、当社取締役会は、実務上適切であると判断する場合には、株主総会を開催し、対抗措置の発動の是非についても、株主の皆様意思を確認することとされており、株主の皆様意思が反映されます。

また、株主の皆様は、本プランの廃止等の判断、大量買付行為に応じた当社株式の売却を行うか否かについての判断、対抗措置の発動の是非を判断する株主総会における議決権行使等の際意思形成を適切に行っていたために、当社取締役会は、上記 3(1)「大量買付者に対する情報提供の要請」記載のとおり、大量買付情報その他大量買付者から提供を受けた情報を株主の皆様へ適用ある法令等及び取引所規則に従って速やかに株主の皆様へ開示します。

ウ 当社取締役会の恣意的判断を排除するための仕組み

独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、本プランの継続にあたり、取締役会の恣意的判断を排除するために、引き続き、独立委員会を設置しております。

当社に対して大量買付行為がなされた場合には、上記 3(3)「独立委員会の勧告」記載のとおり、独立委員会が、大量買付行為に対する対抗措置の発動の是非等について審議・検討した上で当社取締役会に対して勧告し、当社取締役会は勧告を最大限尊重して決議を行うこととされており、取締役会の恣意的判断に基づく対抗措置の発動を可及的に排除することができる仕組みが確保されています。

合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記 4「大量買付行為に対する対抗措置」記載のとおり、大量買付者が、本プランにおいて定められた大量買付ルールを遵守しない場合、又は大量買付者が、当社の企業価値を著しく損なう場合として合理的かつ詳細に定められた客観的要件を充足した場合のみ発動することとされており、この点においても、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を可及的に排除する仕組みが確保されているものといえます。

さらに、上記 4(1)ウ「株主総会の開催」記載のとおり、当社取締役会が株主総会の開催を決定した場合には、対抗措置の発動の是非は当社株主総会の決議に委ねられ、この点においても、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を可及的に排除する仕組みが確保されているものといえます。

エ デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記 5「本プランの有効期間、廃止及び変更」記載のとおり、本プランは、当社取締役会により廃止することができるものとされていることから、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役の任期について期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

・株主及び投資家の皆様に与える影響等

1 本プランの継続が株主・投資家の皆様に与える影響等

本プランは、継続時点において新株予約権の割当て等を行うものではありませんので、株主の皆様の権利関係に直接の影響はございません。

もっとも、本プランは、株主及び投資家の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要十分な時間及び情報の確保や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の評価、意見等を提供し、さらには、株主及び投資家の皆様が代替案の提案を受ける機会を保証することを目的としています。これにより、株主及び投資家の皆様は、必要十分な時間及び情報に基づいて、大量買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、株主及び投資家の皆様の共同の利益の保護につながるものと考えております。従いまして、本プランの導入は、株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、株主及び投資家の皆様の共同の利益の確保・向上に資するものであると考えております。

なお、上記 4「大量買付行為に対する対抗措置」記載のとおり、大量買付者が大量買付ルールを遵守するか否かにより当該大量買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大量買付者の動向にご注意下さい。

2 対抗措置発動時に株主及び投資家に与える影響等

大量買付者が大量買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当てその他法令及び当社定款において当社取締役会の権限として認められている対抗措置を採ることがありますが、当社取締役会が具体的対抗措置を採ることを決定した場合には、法令及び取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

当社取締役会が決定した対抗措置として新株予約権無償割当てを行った場合には、大量買付者については、保有する株式について希釈化が生じるなど、その法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。

これに対し、対抗措置発動の対象となった大量買付者を除く株主の皆様については、当該対抗措置の仕組み上、保有する当社株式の希釈化等が生じることはなく、法的権利又は経済的側面において格別の損失が生じる事態になることは想定されておりません。

なお、当社は、対抗措置として新株予約権の無償割当ての決議を行い、新株予約権の割当てを受ける株主の皆様が確定した後であっても、効力発生日の前日までの間に新株予約権の無償割当てを中止し、又は新株予約権の無償割当ての効力発生日以降行使期間開始日前日までの間に無償にて当該新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じないことから、当社株式1株当たりの価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

3 新株予約権の無償割当てを行う場合に株主の皆様に必要な手続

対抗措置として考えられるもののうち、ご参考5の概要に従って新株予約権の無償割当てを行った場合、及び当社が新株予約権を取得する場合に、株主の皆様に関連する手続については、以下のとおりであります。

(1) 新株予約権無償割当てを行う場合の手続

新株予約権の無償割当ての対象とされた株主の皆様は、当社取締役会において定めた効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、割当てに伴って特別な手続を行っていただく必要はありません。

ただし、新株予約権の無償割当ては、当社取締役会が定めた一定の基準日時点の株主の皆様に対して行われるため、名義書換が完了していない株主の皆様におかれましては、当該基準日までに名義書換を完了していただく必要がありますのでご留意下さい。

(2) 株主の皆様が新株予約権を行使する場合

新株予約権を行使する場合には、当社株式を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。かかる手続の詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当てを行うことになった際に、法令等に基づき別途お知らせいたします。

(3) 当社が新株予約権を取得する場合

当社が新株予約権を当社株式と引き換えに取得する場合には、当社が取得に必要な所定の手続を行えば、当社取締役会が当該取得の対象とした新株予約権を保有する株主の皆様は、行使価額相当額の払込み等の新株予約権の行使にかかる手続を経ることなく、当社による新株予約権取得の対価として、当社株式の交付を受けることができます。ただし、当社が新株予約権を取得する際に、大量買付者に該当しないことを証する書面等の提出をお願いする場合がございます。

以 上

ご参考 1

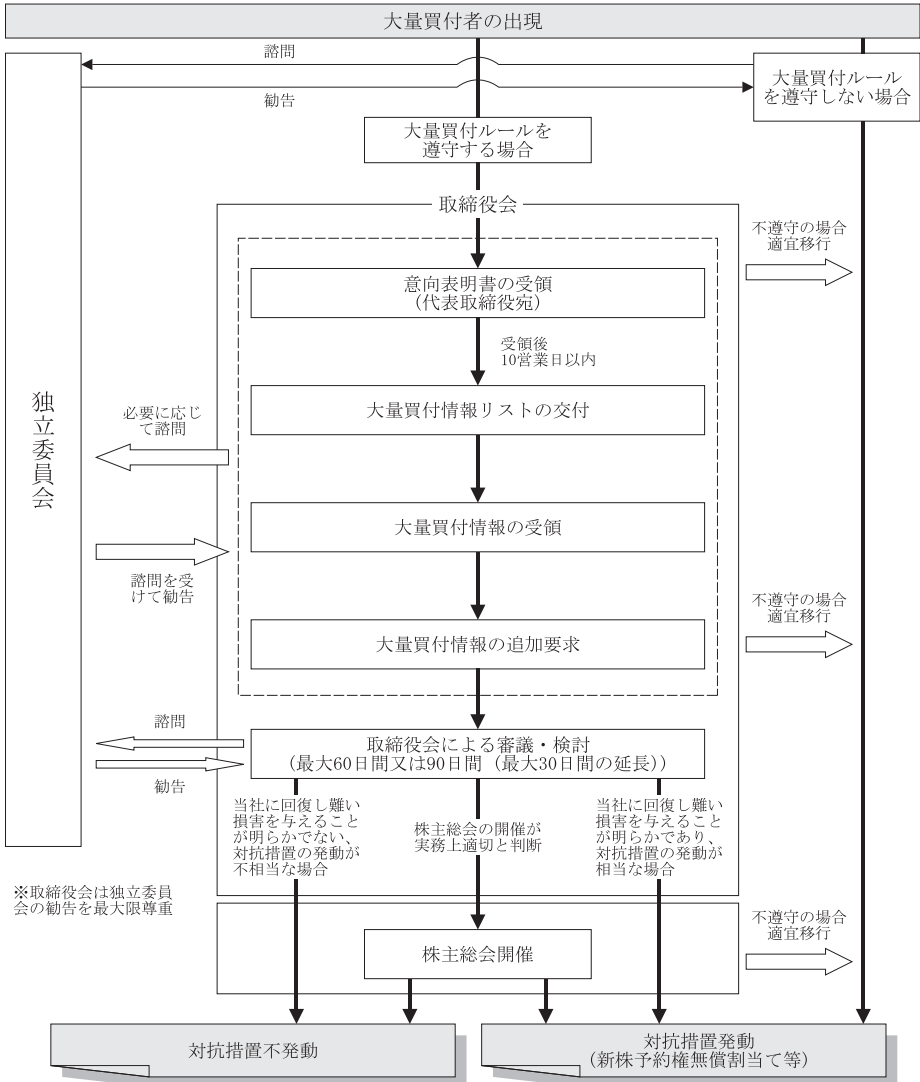
平成22年11月30日現在の当社大株主の状況

1. 発行可能株式総数 76,000,000株
2. 発行済株式総数 21,787,038株
3. 株主数 3,771名

株 主 名	当社への出資の状況	
	持 株 数	議決権比率
鎮 目 泰 昌	1,766千株	8.5%
三 菱 レ イ ヨ ン 株 式 会 社	928千株	4.5%
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	805千株	3.9%
株 式 会 社 力 ネ 力	700千株	3.3%
鎮 目 歳 子	693千株	3.3%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	589千株	2.8%
嶋 田 早 智 子	538千株	2.6%
大 阪 有 機 化 学 従 業 員 持 株 会	492千株	2.3%
安 川 義 孝	439千株	2.1%
谷 川 由 生 子	438千株	2.1%

(注) 表示単位未満は切り捨てて表示しております。

本プランの概要



上記フローチャートは、あくまで大量買付ルールの概要をわかりやすく説明するための参考として作成されたものであり、大量買付ルールの詳細内容についてはプレスリリース本文をご参照下さい。

独立委員会規則の概要

1. 独立委員会設置の目的
独立委員会は、本プランにおける取締役会の判断の客観性、公正さ及び合理性を担保するために設置される。
2. 独立委員会の構成
独立委員会の委員は3名以上とし、公正で合理的な判断を可能とするため、当社の業務執行を担う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役及び社外の有識者等（弁護士、公認会計士、実績ある企業経営者、学識経験者等又はこれらに準ずる者を含む。）の中から選任される。
3. 独立委員の任期
独立委員会の委員の任期は、選任の時から、その後最初に開催される定時株主総会の終了後最初に開催される取締役会の終了の時までとし、再任を認めるものとする。
4. 独立委員会の招集手続
独立委員会は、当社代表取締役の要請により、独立委員会の決議により選定される議長又は各独立委員が招集する。
5. 独立委員会の決議方法
独立委員会の決議は、原則として独立委員全員が出席し、原則として全員の一致をもってこれを行う。
6. 独立委員会の権限事項
独立委員会は、当社取締役会からの諮問を受けて、以下の各号に記載される事項につき審議・検討を行い当社取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、当社の企業価値ひいては株主の共同の利益の確保・向上に反するか否かという観点から審議・検討を行うこととする。
本プランにおける対抗措置の発動の是非
本プランにおける対抗措置の中止又は撤回
大量買付者から提出された情報が必要かつ十分か否かの判断
対抗措置の発動の是非を検討するにあたり、必要となる追加情報の提供を請求する場合の追加情報の範囲
株主に不利益を与えない範囲の本プランの修正又は変更
その他本プランに関連して当社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項
独立委員会は、審議・検討にあたり、大量買付情報その他大量買付者から提供を受けた情報が不十分であると判断した場合には、当社取締役会を通じて大量買付者に対して、追加情報の提供を求めることができる。
7. 独立委員会の出席者
独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役又は従業員代表等を出席させ、独立委員会が必要な情報の提供を求めることができる。
8. 第三者の助言
独立委員会は、その職務の執行にあたり、当社の費用負担において、当社取締役会から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士及びコンサルタント等の専門家を含む。）の助言を受けることができる。

以上

ご参考 4

独立委員会委員の氏名及び略歴

【氏 名】檜 山 洋 子

【略 歴】昭和46年2月18日生まれ

平成9年10月 司法試験合格

平成12年4月 大阪弁護士会登録

平成13年4月 吉井昭法律事務所（現エートス法律事務所）入所

平成18年5月 弁護士法人ethos green設立（現任）

平成22年1月 当社独立委員（現任）

平成22年2月 当社社外監査役（現任）

平成22年8月 アメリカニューヨーク州弁護士登録

【氏 名】吉 村 勲

【略 歴】昭和19年3月6日生まれ

昭和48年9月 公認会計士登録

昭和57年2月 吉村勲公認会計士税理士事務所開業（現任）

平成10年11月 ネクサス監査法人設立代表社員就任

平成15年2月 当社社外監査役（現任）

平成20年2月 当社独立委員（現任）

【氏 名】安 原 徹

【略 歴】昭和35年1月27日生まれ

平成7年10月 公認会計士安原誠吾事務所入所

平成9年7月 ベガサス監査法人に参加

平成11年4月 安原公認会計士事務所として公認会計士登録（現任）

平成16年9月 甲南大学法科大学院（ロースクール）兼任教授（現任）

平成16年9月 ベガサス監査法人代表社員就任（現任）

平成20年2月 当社社外取締役（現任）

平成20年2月 当社独立委員（現任）

以 上

新株予約権の概要

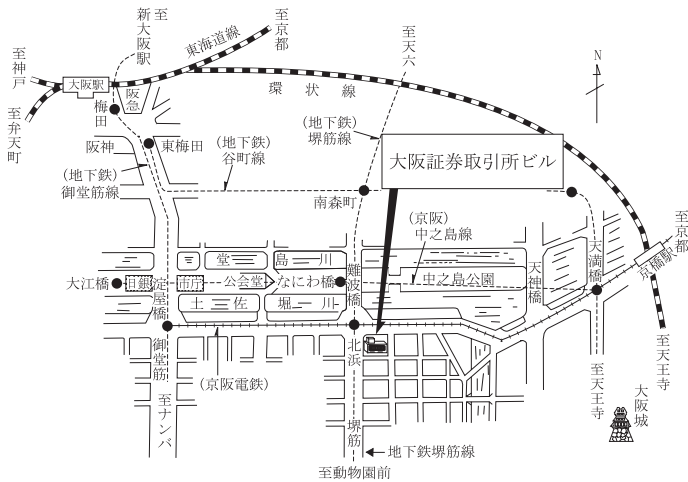
1. 割当ての対象となる株主及び株主に割当てる新株予約権の数
当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を無償で割り当てる。
2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個の行使により交付される当社普通株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割もしくは株式併合を行う場合又はその他の場合においては、所要の調整を行うものとする。
3. 新株予約権無償割当ての効力発生日
当社取締役会において別途定める。
4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当社普通株式1株当り金1円以上として当社取締役会において定める額とする。
5. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
6. 当社による新株予約権の取得
当社は、当社取締役会が定める日（以下「取得日」という。）をもって、取得日の前日までに未行使の新株予約権（ただし、以下7の規定に従い定められた行使条件等により新株予約権を行使できない者が有する新株予約権を除く。）のすべてを取得し、これと引き換えに、新株予約権1個につき、当社普通株式1株を交付することができる。
7. 新株予約権の行使条件
大量買付者及びその特定株式保有者等並びに大量買付者及びその特定株式保有者等から当社取締役会の承認を得ずに新株予約権を取得又は承継した者は、新株予約権を行使できないものとする。その他の行使条件については、当社取締役会において定めるものとする。
8. 新株予約権の行使期間等
新株予約権の行使期間、その他必要な事項については、当社取締役会において別途定める。

以上

株主総会会場ご案内図

会場

大阪市中央区北浜1丁目8番16号
大阪証券取引所ビル 3階 北浜フォーラム
電話 06(6202)2311(代表)



(お願い) 当所専用の駐車場はございませんので、お車でのご来場はご遠慮
ください。

(交通機関)

- ・北浜駅(地下鉄堺筋線・京阪本線).....徒歩約1分
- ・淀屋橋駅(地下鉄御堂筋線・京阪本線)...徒歩約7分